家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示） **第十三条**　法第七条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。 （略） ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。） （略） 豚コレラ予防液の注射を行つた豚及びいのしし （略） 家畜又はその死体の種類 （略） （略） 背部 （略） （略） 塗装「V」の文字 （略）	（検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示） **第十三条**　法第七条（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりらく印、いれずみその他の標識を付することができる家畜又はその死体の種類及び箇所並びに当該標識の種類及び様式は、次の表のとおりとする。 （略） ブルセラ病、結核病又はヨーネ病の検査を行つた第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛（患畜及び疑似患畜を除く。） （新設） （略） 家畜又はその死体の種類 （略） （略） （新設） （略） 標識の種類及び様式 （略） （略） （新設） （略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。